

《地籍調査の進め方》

○地籍調査の作業手順

（全体の作業期間は約3年間です。なお、記載している時期は目安であり、進捗状況によって前後する場合があります。）

1 年目

- ①事業実施資料の発送(10月中旬) 実施者:市 対象者:土地所有者・隣接土地所有者
対象者の皆様へ、地籍調査事業の実施についてお知らせします。
- ②境界標確認作業(11月～令和9年1月) 実施者:測量会社
後日実施する一筆地調査に先立ち、調査期間中、測量業者が地区内を巡回しながら測量作業を行います。ご理解、ご協力をお願いいたします。
- ③一筆地調査(予定:令和9年1月25日～29日)
実施者:市・測量会社 立会者:土地所有者・隣接土地所有者
現地において、調査員の立会いのもと、隣接する土地所有者同士で土地ごとの境界を確認します。確認された境界には境界標を設置します。
- ④地籍測量(令和9年2月～3月) 実施者:測量会社
一筆地調査の結果に基づき、土地の位置や形状などを測量します。

2 年目

- ⑤地籍簿・地籍図の作成 実施者:市・測量会社
一筆地調査および地籍測量の結果を取りまとめ、地籍簿と地籍図を作成します。
- ⑥地籍調査結果の閲覧 実施者:市 対象者:土地所有者・隣接土地所有者
作成した地籍簿および地籍図を閲覧していただきます。閲覧期間は20日間です。修正等があれば、期間中に申出いただくことが出来ます。対象者には郵送でご案内します。
※閲覧について、隣接土地所有者も対象にしたいと考えております。

3 年目

- ⑦認証及び承認 実施者:国・奈良県・市
市が奈良県へ認証請求を行います。調査成果について審査が行われ、合格すると国の承認と奈良県の認証を経て、公的な成果となります。
- ⑧地籍調査成果の送付 実施者:奈良県・市
認証された調査成果を法務局へ送付します。これにより、登記簿の内容や地図の更新が行われます。

（裏面に続く）

境界確認の現地立会い(一筆地調査)

<立会日の通知>

○ 境界確認の現地立会いの個別通知

- (1) 対象の土地ごとに、事前に決めた立会日時を記載した通知を個別に発送いたします。日時については、原則、平日でお願いしたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- (2) 通知の発送は、令和8年12月上旬を予定しています。
- (3) 境界確認の現地立会いは、令和9年1月25日～29日の間で実施を予定しています。

<当日の流れ>

1 集合場所にて受付

【集合時間】午前の部 9:00、午後の部 13:30

- (1) 集合時間までに受付を行ってください。
なお、集合時間に間に合わない場合は事前にご連絡ください。
問合先:大和高田市役所 土木管理課(TEL 0745-22-1101)
その際に、ご連絡先(電話番号)を確認させていただきます。
- (2) 代理人の方は、「委任状」の提出をお願いいたします。
- (3) 法定相続人の代表者の方は、「代表者選任届」の提出をお願いいたします。

2 受付後は、所有地付近又はご自宅で待機

- (1) 受付後は、ご自身の所有地付近又はご自宅でお待ちください。
順番が来ましたら、順次お声掛けさせていただきます。

3 境界確認の現地立会い

- (1) 境界確認の現地立会いは、1筆あたり約15分を予定しています。(状況により所要時間が前後する場合があります。)
※調査は1筆ごとに行うため、順番により待ち時間が生じる場合があります。また、複数日にわたり立会いをお願いする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- (2) 現地立会いの順路については、当日の受付状況を踏まえて決定します。
- (3) 現地立会いの際に、境界・地目および合筆・分筆の希望を確認します。
(合筆・分筆が可能な土地については、その都度調査員が説明・確認を行います。)
- (4) 隣接者が欠席の場合は、仮杭(ペイント等)を設置します。後日、欠席された方に確認していただきます。
※境界に関する意見の相違がある場合は、改めて立会日時を調整します。

4 地籍調査票への署名

- (1) 境界確認の現地立会い終了後、地籍調査票へ署名をしていただき、その場で解散となります。